



ごみの分別・減量にご協力を

環境生活課 ごみ減量推進係 ☎(232)2114

私たちが出すごみは、処理するのにたくさんのお金がかかります。ごみを出す前にもう一度考えてみませんか。

平成29年度のごみの総量

ごみは菊陽町、菊池市、合志市、大津町で構成する菊池環境保全組合で処理をしています。

平成29年度実績では、ごみの総量は前年度対比2・8%減の3万8,804ト、うち菊陽町は前年度対比1・3%減の1万1,628トでした。

現在、燃やすごみ処理施設の東部清掃工場は人口増加によるごみ量の増加や、施設の老朽化などで処理能力不足が懸念され、新たな処理施設の建設が進められています。

詳しくは菊池環境保全組合ホームページをご覧ください。
施設をより長く使うために、燃やすごみを増やさないとことや分別の徹底に協力をお願いします。

ごみを減らすためにできること

○水切りでごみも臭いもすっきり

燃やすごみのうち約4割以上が水分です。しっかり水切りをしましょう。また、ごみ袋の口はしっかり結びましょう。

○生ごみは堆肥に利用しエコ生活

生ごみは良質な堆肥に利用できます。生ごみ処理機の補助があります。

○ごみは分ければ資源に

スーパーなどの店舗で回収している資源物は、店舗回収に協力しましょう。

○地域の集団回収を活用

資源物の「空かん・空びん」「紙類」「布類」「牛乳パック」は、地域の集団回収に出しましょう。



リサイクル推進事業の実績

平成29年度は、子ども会、自治会など72団体が集団回収(リサイクル)に取り組みました。

回収量は546トで、リサイクル推進事業奨励金588万円を交付しました。リサイクル活動を年度内に4回以上行くと、古紙類の加算(2円/キ)があります。

家庭からのごみを減らし、ごみ処理にかかる費用の削減のため、地域のリサイクル活動に協力をお願いします。

リサイクル推進事業対象品目と単価

種類		金額
古紙類	新聞・チラシ 雑誌、段ボール 牛乳パック その他の紙	10円/キ。 【加算額】 年度内4回以上 2円/キ。
	布類	古着、毛布など 10円/キ。
缶類	アルミ缶、スチール缶	10円/キ。
瓶類	ビール瓶、一升瓶	ビール瓶 8円/本
		一升瓶 10円/本

菊陽町の平成29年度ごみ量の実績

燃やすごみ(粗大除く) 家庭ごみ 6,971ト (462g/1人1日当たり) ※前年度対比 1.5%減	資源物A B 家庭ごみ 350ト (8.5kg/1人当たり) ※前年度対比 7.3%減	資源物C D 家庭ごみ 64ト (1.5kg/1人当たり) ※前年度対比 27.2%減	資源物E F G 家庭ごみ 76ト (1.8kg/1人当たり) ※前年度対比 13.7%減	資源物H 家庭ごみ 71ト (1.7kg/1人当たり) ※前年度対比 5.8%減
資源物I 家庭ごみ 3ト (0.1kg/1人当たり) ※前年度対比 16.3%減	資源物J 家庭ごみ 194ト (4.7kg/1人当たり) ※前年度対比 6.6%減	不燃・埋立て 家庭ごみ 160ト (3.9kg/1人当たり) ※前年度対比 32.3%減	粗大ごみ(可燃・不燃) 家庭ごみ 134ト (3.2kg/1人当たり) ※前年度対比 3.4%増	乾電池 家庭ごみ 3ト
				蛍光管 家庭ごみ 3ト



雨水タンク・雨水浸透桧の設置費用の一部補助

環境生活課 環境係 ☎(232)2114

上水道の節水と地下水量保全および都市型水害の軽減と地下水のかん養による生活環境保全のため、雨水タンク・雨水浸透桧の設置費を補助します。



雨水浸透桧設置費補助金

交付対象者

- ・町内の住宅などに雨水浸透桧を設置する土地所有者か使用者(設置前に申請が必要)
- ・雨水浸透桧が設置された新築住宅を購入した住宅購入者(購入後すぐに申請が必要)

交付対象

- ・雨といからの接続とすること(雨水以外の流入があれば交付対象外)
- ・雨水浸透桧標準敷設構造図に適合すること

補助額

- 1基当たり1万6千円(上限:4基6万4千円)

雨水タンク設置費補助金

交付対象者

町内に住宅用家屋を所有し、居住する一定の要件に当てはまる人

交付対象

- ・有効貯水量50リットル以上
 - ・5年間以上の使用に耐えられる構造と材質
 - ・散水などを行う機能がある
 - ・未使用のもの
 - ・当該年度内に購入したもの
 - ※住宅用家屋1棟につき1基まで
- 補助額
- ・有効貯水量200リットル未満

国民年金加入者が受けられる独自給付

国民年金に加入している人は、一定の納付条件や加入条件などを満たしていれば、次の給付を受けることができます。

付加年金

定額保険料と合わせて付加保険料(月額400円)を納めたときは、次の式で計算した額が老齢基礎年金に加算されます。

付加年金=200円×付加保険料納付月数

※付加保険料は任意加入で、申出をした月分から納めることができます(さかのぼっての加入はできません)。ただし、農業者年金に加入する人は付加保険料を納めることが条件となります。

※国民年金基金に加入している人や、老齢基礎年金などを受給している人は加入できません。

寡婦年金

第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除等期間を含む)が10年以上あり、老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受給せずに夫が死亡したときに、妻が60歳から65歳になるまで受給できます。ただし、婚姻期間(内縁含む)が10年以上あり、夫の死亡当時、妻が夫

に生計を維持されており、かつ妻が老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていないことが条件です。死亡一時金の受給権も満たす場合は、いずれか選択となります。

寡婦年金額=夫が受けられる老齢基礎年金(付加保険料は除く)の4分の3

死亡一時金

第1号被保険者として、保険料を36カ月(3年)以上納めた人が、老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受給せずに死亡し、遺族が遺族基礎年金を受給できない場合に支払われます。

金額は、保険料納付月数によって12万円~32万円となります。寡婦年金の受給権も満たす場合は、いずれか選択となります。

問い合わせ

町民課 年金係 ☎(232)4914
熊本西年金事務所 ☎(353)0142